

事務連絡
平成26年2月12日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

産前産後休業期間中の保険料免除等に係る事務取扱等について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

産前産後休業期間中の保険料免除等については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）に盛り込まれており、年金機能強化法については、平成26年4月1日から施行することとされています。

今後、厚生労働省においては、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）等の一部を改正した上で、追って改正の内容等を正式に通知する予定ですが、あらかじめ、産前産後休業期間中の保険料免除等に係る事務取扱等について、下記のとおりお知らせいたしますので、その円滑な実施に配慮されるようお願いいたします。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

第1 産前産後休業期間中の保険料免除等の趣旨

年金機能強化法において、次世代育成の観点から、出産前後の経済的負担が軽減され、子どもを生みやすい環境を整えることを目的として、産前産後休業（以下「産休」という。）を取得した者に、育児休業等と同様の配慮措置を講じることとしたものである。

第2 年金機能強化法による改正の概要

1 産休の定義

出産^(※)の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に従事しないことをいう。（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第43条の3）

※出産…妊娠85日（4か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶を含む（昭和3年3月16日保発第11号、昭和27年6月16日保文発第2427号）。

2 産休期間中の保険料免除

- ア 事業主からの申出に基づき、産休期間中（開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで）の保険料を免除すること。（健保法第159条の3）
- イ 育児休業等の期間と産休期間が重複する場合は、産休期間中の保険料免除を優先すること。（健保法第159条）
- ウ 年金機能強化法の施行日前に産休に相当する休業を開始した者については、施行日に産休を開始したものとみなして、施行日以降、保険料免除の対象とすること。（年金機能強化法附則第48条）

3 産休を終了した際の標準報酬月額の変定

- ア 産休終了日の翌日の属する月以後3か月間の報酬（支払基礎日数が17日未満の月を除く。）の平均を報酬月額として算出した標準報酬月額が、休業時点の標準報酬月額と1等級以上の差が生じた場合、被保険者が事業主を経由して保険者等に申出をすることにより、標準報酬月額を改定すること。ただし、産休終了日の翌日に、引き続き育児休業等を開始している者については、産休終了時の改定の対象から除外すること。（健保法第43条の3）
- イ 育児休業等終了日の翌日に、引き続き産休を開始している者については、育児休業等終了時の改定の対象から除外すること。（健保法第43条の2）
- ウ 産休を終了した際の標準報酬月額の変定に関する規定は、施行日以降に終了した産休について適用すること。（年金機能強化法附則第47条）

第3 事務取扱の概要

- 1 産休期間中の保険料免除を受けようとする場合の事業主による申出
事業主は、健康保険組合（以下「組合」という。）の管掌する健康保険の被保険者（以下単に「被保険者」という。）に係る産休期間中の保険料

免除を受けようとする場合は、当該被保険者が産休を開始した日以降に、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出すること。申出書の様式は、日本年金機構（以下「機構」という。）が使用する予定の別添1の「産前産後休業取得者申出書」に準じること。

- ① 申出に係る被保険者の事業所整理記号及び被保険者整理番号
- ② 申出に係る被保険者の氏名及び生年月日
- ③ 事業所の名称及び所在地
- ④ 産休を開始した年月日
- ⑤ 産休に係る子の出産予定年月日
- ⑥ 多胎妊娠の場合にあっては、その旨
- ⑦ 申出に係る被保険者が産休に係る子を既に出産した場合にあっては、当該子の氏名及び生年月日
- ⑧ 産休を終了する年月日

また、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の2の2の規定による申出を同時に行う場合は、

- ⑨ 申出に係る被保険者の基礎年金番号
- を併記し、組合及び機構に提出すること。

育児休業等から連続して産休となり、両方の期間が重複する場合は、産休による保険料免除が優先するため、産休を開始した日の前日を育児休業等の終了日とすること。この場合において、健保則第135条第2項に規定する育児休業等の終了時の届出は不要であること。

2 1の申出に係る事項に変更があったとき又は産休終了予定日の前日までに産休を終了したときの事業主による届出

事業主は、1の申出に係る事項に変更があったとき又は産休終了予定日の前日までに産休を終了したときは、速やかに、これを組合に届け出なければならないこと。また、1の申出書が産前に提出され、出産日と出産予定日が異なった場合においても、産後、同様に届け出ること。届書の様式は、機構が使用する予定の別添2の「産前産後休業取得者変更（終了）届」に準じること。

厚生年金保険法第81条の2の2の規定による申出を同時に行っている場合は、組合及び機構に届出を行うこと。

3 産休を終了した際の標準報酬月額改定についての申出

ア 被保険者による申出

被保険者は、産休を終了した際の標準報酬月額改定を申し出る際は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主に提出すること。申出書の様式は、機構が使用する予定の別添3の「産前産後休業終了時報酬月額変

更届」に準じること。

- ① 申出に係る被保険者の事業所整理記号及び被保険者整理番号
- ② 申出に係る被保険者の氏名、住所及び生年月日
- ③ 産休を終了した年月日
- ④ 産休を終了した日において養育する当該産休に係る子の氏名及び生年月日

また、厚生年金保険法第23条の3第1項の規定による申出を同時に行う場合は、

- ⑤ 申出に係る被保険者の基礎年金番号
- を併記し、事業主に提出すること。

イ 事業主による届出

事業主は、被保険者から産休を終了した際の標準報酬月額の変更に
ついての申出があった際、被保険者から提出された申出書に、次に掲げる
事項を記載した届書を組合に提出すること。

- ① 当該被保険者に係る標準報酬月額の変更新年
- ② 当該被保険者に係る従前の標準報酬月額
- ③ 当該被保険者が産休を終了した日の翌日が属する月以後3か月間
の各月の報酬の額及び当該各月における報酬支払の基礎となった日
数
- ④ 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

また、厚生年金保険法第27条の規定による届出を同時に行う場合は、

- ⑤ 厚生年金保険の被保険者の種別
 - ⑥ 厚生年金保険の従前の標準報酬月額
- を併記し、組合及び機構に提出すること。